

## 公益社団法人浦安市シルバー人材センター配分金規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人浦安市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員の就業に伴う配分金（包括的契約においては「会員業務委託料」。以下同じ。）に関し、必要な事項を定めるものである。

### (配分金全額支払いの原則)

第2条 センターは、就業した会員に対する配分金は、銀行振込みを原則とし、全額を支払わなければならない。この場合において、振込手数料が生じるときは、会員との合意によって、会員に負担させることができる。

2 会員は、前項の規定により配分金の支払いを受けるにあたっては、配分金支払口座届（第1号様式）により配分金の受取口座をセンターに届け出るものとする。

3 センターは、会員との合意によって、配分金の一部を控除して支払うことができる。

### (支払日の原則)

第3条 センターは、会員が就業した場合、その配分金を翌月末日（ただし、末日が土・日・祝日の場合は前日）に支払うものとする。

### (社会的相当配分の原則)

第4条 会員の就業に対する配分金は、その地域における最低賃金等を尊重し、社会的に相当な内容のものとする。

### (配分金見積基準の決定)

第5条 会員の就業に対する配分金の見積基準は、仕事の種類、内容等を考慮して理事会において定めるものとする。

### (委任)

第6条 前条の規定にかかわらず、理事会において定めた配分金の見積基準に定めのない職種の配分金見積基準については、会長が

定める。

附 則

この規程は、センターの設立許可のあった日から施行する。

附 則（平成18年1月25日規程第6号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月27日規程第4号）

この規程は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日規程第1号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年10月30日規程第2号）

この規程は、令和6年11月1日から施行する。